

障福第3191号

令和3年3月29日

各相談支援事業所 代表者 様

茨城県保健福祉部障害福祉課長

令和2年度相談支援従事者研修（現任研修）の中止に伴う臨時的な取扱いについて

本県の障害福祉の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度に開催を予定しておりました相談支援従事者研修（現任研修）につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、中止いたしました。

これに伴い、本県においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）に基づき、下記のとおり臨時的に取り扱うことといたしました。

貴事業所におかれましても、所属する相談支援専門員について研修受講状況を把握する際にはご留意くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 取扱い内容

令和3年3月31日に相談支援従事者研修（現任研修）の受講期限を迎える者について、**令和4年3月31日までは現任研修を修了した者とみなす。**

### 2 対象者

令和3年3月31日に相談支援従事者研修（現任研修）の受講期限を迎える者（以下の（1）または（2）に該当する者）

- （1）平成22年度に相談支援従事者研修を修了し、平成23年度～平成27年度に実施された現任研修を修了した者のうち、平成28年度から令和元年度に実施された相談支援従事者研修（現任研修）を修了していない者。
- （2）平成27年度に実施された相談支援従事者研修を修了した者のうち、平成28年度から令和元年度に実施された相談支援従事者研修（現任研修）を修了し

ていない者

### 3 修了証の取扱いについて

今回の臨時的な取扱いにあたり、現任研修の修了証の発行は行いません。

市町村等から資格の保有状況を確認された場合は、これまでに受講した相談支援従事者研修（現任研修）の修了証書及び本通知を提示してください。

### 4 その他

- ・ 研修要件が失効する年度は、初任者研修の修了年度を基準に定まります。現任研修の修了年度は基準になりませんので、ご注意ください。
- ・ 対象者については、臨時的な取扱いの期間中に現任研修を受講しなければ相談支援専門員の要件を満たさなくなるため、令和3年度に実施予定の現任研修を必ず受講する必要があります。

#### 【問い合わせ先】

茨城県保健福祉部障害福祉課

自立支援グループ

TEL：029-301-3363

FAX：029-301-3370